2025年8月7日

株式分割に関するよくあるご質問

西華産業株式会社

当社は2025年8月7日開催の取締役会において株式分割を決議いたしました。 本件につきまして、株主様に株式分割についてより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしましたので、ぜひご一読ください。

Q１．株式分割を実施する理由は何ですか？
当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的にしております。

Q２．資産の価値に影響を与えないのですか？
株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。
保有する株式の数は３倍に増加しますが、１株あたりの純資産額 は３分の１に減少します。

Q３．保有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？
ご保有の株式数は３倍になりますが、１株あたりの配当金は３分の１となる予定です。2026年３月期の１株あたりの期末配当は、2025年５月８日時点で110円予想としていたところから、今回の株式分割に伴い37円予想へと訂正しており、これは分割前換算で111円となるため、実質的に１円の増配となります。ただしあくまで予想の数値であり、今後の業績などにより変動する可能性がございます。

Q４．株主は何か手続きをしなければならないのですか？
株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、以下の点にご留意いただけます様、お願い申し上げます。

株式分割後の 100 株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を保有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、以下の制度を2025年10月１日以降、ご利用いただくことができます。
①　単元未満株式の買増制度（100株への買増）
株主様が保有する単元未満株式と合わせて１単元（100株）となるよう、当社株式を売り渡すことを当社に対し請求できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株主様が保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご保有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご保有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱 UFJ 信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご保有でない株主様は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q５．株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2025 年 9 月 26 日（金）までとなります。2025 年 9 月 29 日（月）から新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買取請求受付停止期間は、9 月 25 日（木）から 9 月 30 日（火）、買増請求受付停止期間は 9 月 12 日（金）から 9 月 30 日（火）となっております。

Q６．最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上 3 分の 1 となります。

（ご参考）株式分割前の当社株価が 5,100 円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 510,000 円（株価×単元株数）

株式分割後の最低投資金額 1,700 円（株価）× 100 株（単元株式数）＝ 170,000 円

Q７．保有している株式数と議決権はどのようになりますか？

個々の株主様の 2025 年 9 月 30 日時点の株主名簿に記録された株式数に 3 を乗じた株式数を 2025 年 10 月 1 日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、保有株式数および保有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	保有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	保有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	―	1 個	300 株	―	3 個
例②	50 株	50 株	―	150 株	50 株	1 個
例③	160 株	60 株	1 個	480 株	80 株	4 個

・例①に該当する株主様は、特段の手続きの必要はありません。

・例②および例③に該当する株主様は、単元未満株式を保有されております。単元未満株式については、

そのまま保有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株式分割後の優待制度はどうなりますか？

株式分割後も毎年 3 月 31 日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された 1 単元（100 株）以上保有の株主様を株主優待の対象とさせていただきます。株式分割後に 1 単元以上保有することになる株主様(株式分割により 100 株以上を保有することになる株主様)も、新たに株主優待の対象となる他、一部の保有株式数においては優待内容がランクアップするため、株主優待制度の実質的拡充となります。

優待内容	分割前　保有株式数	分割後　保有株式数 （分割前換算）
1,000 円 クオカード	100 株以上 300 株未満	100 株以上 500 株未満 （34 株以上 167 株未満）
2,000 円 クオカード	300 株以上 500 株未満	500 株以上 1,000 株未満 （167 株以上 334 株未満）
3,000 円 クオカード	500 株以上	1,000 株以上 （334 株以上）

Q9. 株式分割のスケジュールを教えて欲しい。

2025 年 8 月 7 日（木） 取締役会決議日

2025 年 9 月 26 日（金） 現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日

2025 年 9 月 30 日（火） 株式分割の基準日

2025 年 10 月 1 日（水） 株式分割の効力発生日

2025 年 10 月下旬 株主様へ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

＜株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関＞

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

電話：０１２０（２３２）７１１

（午前９時から午後５時まで。土・日・祝祭日等を除く。）

以　上